

Ⅲ 生涯学習推進体制の整備

1 庁内の生涯学習課推進体制の整備

生涯学習は、市を上げて取り組まなければなりません。生涯学習推進のため、庁内の推進体制の整備に努めます。

(1) 生涯学・遊推進本部の充実

生涯学習に関する施策を総合的かつ効果的に推進できるよう、生涯学・遊推進本部の所掌事項の明確化や組織の見直しなどを検討します。

(2) 社会教育委員の会議等の活性化

社会教育委員の会議など市民で構成される組織の活動がさらに活発になり、一体となってその機能が発揮されるよう組織のあり方、運営方法などについて工夫、検討します。

(3) 職員の資質向上

公民館などへの専門的職員の配置と生涯学習関連施設職員の研修の充実に努めます。

2 民間・他市町村等とのネットワーク化の推進

市民の学習ニーズに応えるため、民間教育事業者等とのネットワークを図り、お互いの施設・設備・人材などを活用し合うように努めます。

(1) 民間とのネットワーク化

施設の相互利用、共催事業の実施や情報交換を行うことができるよう民間教育事業者・団体とのネットワーク化を図るよう努めます。

(2) 学校とのネットワーク化

青少年の体験活動や社会貢献活動の機会をより多く提供するため小・中学校や社会教育団体と、市民の高度で専門的な学習ニーズに対応するため高校、国立工業高等専門学校、大学とのネットワーク化に努めます。



(3) 県・隣接市町村とのネットワーク化

生活圏の広域化と高度化・多様化する市民の皆さんの学習ニーズに対応していくため、県や近隣市町村とのネットワーク化に努めます。

3 学・遊教授等の研修機会の拡充

積極的に学習指導者を発掘し、多くの方に学・遊教授に登録してもらうとともに、学・遊教授について広く市民に情報を提供し、市民の学習活動の活発化を図るため、さらに活用を進めます。